

〔注〕平成26年3月から改正経過を注記した。

改正	平成5年12月本部訓令第31号 平成6年9月本部訓令第28号 平成9年4月本部訓令第22号 平成14年10月本部訓令第42号 平成16年10月本部訓令第29号 平成28年5月本部訓令第23号 令和2年3月本部訓令第7号	平成6年1月本部訓令第1号 平成7年12月本部訓令第29号 平成13年3月本部訓令第3号 平成15年3月本部訓令第18号 平成26年3月本部訓令第6号 平成30年2月本部訓令第3号 令和4年3月本部訓令第4号 警察本部 警察学校 各警察署
----	---	--

広島県警察職員服務規程を次のように定める。

広島県警察職員服務規程

広島県警察職員服務規程（昭和33年広島県警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第2条の2）

第2章 服務一般

第1節 服務の根本基準等（第3条—第7条）

第2節 執務の公正等（第8条—第15条）

第3節 職務に専念する義務等（第16条—第25条）

第4節 信用失墜行為の禁止等（第26条—第30条）

第5節 秘密を守る義務等（第31条—第33条）

第6節 応急の服務の用意等（第34条—第44条）

第7節 服装及び携帯品等（第45条—第49条）

第3章 所属長等への適用（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、広島県警察職員（以下「職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）所属 警察本部の課、室、隊及び所、警察学校並びに警察署をいう。

（2）所属長 所属の長をいう。

（3）会計年度任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（4）所属長等 警察本部の部長及び参事官並びに所属長をいう。

一部改正〔令和2年本部訓令第7号〕

（会計年度任用職員についての適用除外）

第2条の2 会計年度任用職員のうち、第6条、第7条第2項及び第48条の規定を適用する者については、別に定める。

2 第38条、第43条及び第44条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

追加〔令和2年本部訓令第7号〕

第2章 服務一般

第1節 服務の根本基準等

(服務の根本基準)

第3条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(職務を行う場合の心構え)

第4条 職員は、職務を行う場合には、冷静で正しい判断をし、かつ、忍耐強くなければならない。

2 職員は、職務に関しては、常に創意工夫をこらし、意見考案ある場合は、上司に具申しなければならない。

3 職員は、行き届いた確実な執務を行い、職務に関し過誤を生じ、又は発見した場合は、速やかに上司に報告し、これを隠ぺいすることのないようにしなければならない。

(職務上の危険回避の禁止)

第5条 警察官は、職務上の危険を回避してはならない。

(急訴を受けた場合等の措置)

第6条 職員は、急訴を受け、又は応急の措置を要する事案に接した場合は、勤務時間外であっても、速やかに必要な措置をとらなければならない。

(報告等)

第7条 職員は、職務上の報告又は連絡をする場合は、やむを得ないときを除き、迅速的確に行わなければならない。

2 職員は、勤務時間の内外を問わず、職務に関する情報を聞知した場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

第2節 執務の公正等

(執務の公正)

第8条 職員は、公平中正に職務を行い、いやしくも他人の請託を入れて、執務の公正を欠くようなことがあってはならない。

(職権濫用の禁止)

第9条 職員は、日本国憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたるなど、その職権を濫用してはならない。

(政治運動の制限)

第10条 職員は、別に定めがある場合を除き、参政権の行使以外の政治運動に積極的に参加してはならない。

(氏名等の表示)

第11条 職員は、何人に対しても要求があった場合は、職務の遂行に支障があると認められるときを除き、自己の氏名、職及び所属部署を知らせなければならない。

(公文書に対する心得)

第12条 職員は、所属長の許可を受けないで、公文書を部外の者に示し、又はその内容を告げてはならない。

(人事に関する援助要求の禁止)

第13条 職員は、人事に関し、部外の者又は団体の援助を求めてはならない。

(応接場所の制限)

第14条 職員は、職務上の必要がある場合を除き、私宅その他職務に関係のない場所で、職務に関し、部外の者と応接してはならない。

(寄附募集行為等の禁止)

第15条 職員は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けないで、寄附を募集し、又は受けてはならない。

第3節 職務に専念する義務等

(職務に専念する義務)

第16条 職員は、常に職責を自覚し、自己の職分を全うするよう職務に専念しなければならない。

(法令及び上司の職務上の命令に従う義務)

第17条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則、公安委員会規則その他の規程

に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(勤務時間及び休暇等)

第18条 職員の勤務時間及び休暇等については、警察職員の勤務時間および休暇等に関する訓令（昭和43年広島県警察本部訓令第5号）の定めるところによるものとし、所属長はこれを管理しなければならない。

(勤務場所を離れる場合の注意)

第19条 職員は、勤務時間中に勤務場所を離れようとする場合は、上司の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに上司に報告しなければならない。

(営利企業等従事許可申請及び廃止届)

第20条 職員（地方警務官を除く。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による営利企業等に従事する許可を受けようとする場合は、別記様式第1号による営利企業等従事許可申請書により所属長を経て本部長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けて営利企業等に従事していた者が離職し、又は廃業した場合は、別記様式第2号による営利企業等従事廃止届により所属長を経て本部長に届け出なければならない。

3 会計年度任用職員が、営利企業等に従事しようとする場合の手続は別に定める。

一部改正〔令和2年本部訓令7号〕

(兼職等の承認申請)

第21条 職員は、その身分に関連して他の団体又は機関の役員、顧問その他これに相当する地位に就く場合は、別記様式第3号による兼職、団体等の役員就任承認申請書により所属長の承認を受けなければならない。

(受験の届出)

第22条 職員は、他の官公署、企業、学校等において実施する採用・入学試験を受ける場合は、その旨を所属長に届け出なければならない。

(飲酒の制限)

第23条 職員は、勤務時間中に飲酒してはならない。ただし、所属長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 職員は、勤務時間外においても、勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで飲酒してはならない。

(遊技等の制限)

第24条 職員は、勤務に支障を及ぼすに至るまで遊技等にふけてはならない。

(家族の営業に関する心構え)

第25条 職員は、家族の営業が職員自身の職務に支障を及ぼすことのないよう心掛けなければならない。

第4節 信用失墜行為の禁止等

(信用失墜行為の禁止)

第26条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は警察全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(交際等の制限)

第27条 職員は、職務上の必要がある場合を除き、いかがわしい者と交際し、又はいかがわしい場所に立ち入ってはならない。

2 職員は、職務の対象者と交際する場合には、その職務に支障を及ぼすことのないよう特に留意しなければならない。

(贈与等收受の禁止)

第28条 職員は、名目のいかに問わず、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる贈与、もてなしその他利益の提供を受け、若しくは受けさせ、又は求めてはならない。

(債務等の制限)

第29条 職員は、支払能力を超える負債をし、又は期限内に債務の履行をしないことがあってはならない。

2 職員は、職務の対象者から負債をしてはならない。

(民事事件関与等の禁止)

第30条 職員は、みだりに貸借、売買その他の民事事件に関与して疑惑を受けるようなことがあって

はならない。

- 2 職員は、所属長の承認を受けずに、逮捕若しくは拘禁された者のため身柄引請人となり、又は保証金を出してはならない。

第5節 秘密を守る義務等

(秘密を守る義務)

第31条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 職員は、法令による証人、鑑定人等となり職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、所属長を経て本部長の許可を受けなければならない。

(裁判所等から呼出しを受けた場合の報告)

第32条 職員は、証人、鑑定人、参考人等として、裁判所等から呼出しを受けた場合は、速やかに所属長にその旨を報告しなければならない。

(意見公表等の制限)

第33条 職員は、所属長の承認を受けずに、職務に支障を及ぼすおそれのある意見を部外に公表し、又は寄稿してはならない。

- 2 職員は、みだりに宗教的又は政治的議論をすることを避けなければならない。

第6節 応急のサービスの用意等

(応急のサービスの用意)

第34条 職員は、応急の勤務に服する用意がなければならない。

一部改正〔令和2年本部訓令7号〕

(居住の制限)

第35条 警察官は、指定された区域（以下「指定区域」という。）内に居住しなければならない。ただし、やむを得ない事由により所属長の承認を受けた場合又は待機宿舍等職員宿舍の指定を受けた場合は、この限りでない。

- 2 指定区域は、所属長が所属ごとに定めるものとする。ただし、警察署長に係る指定区域については、本部長が定める。
- 3 所属長は、指定区域を定めた場合は、警務部警務課長を経由して本部長に報告しなければならない。指定区域を変更した場合も、同様とする。

一部改正〔平成28年本部訓令23号〕

第36条 削除

(赴任期間)

第37条 職員の赴任期間は、発令の日から7日以内とする。ただし、特に命令ある場合は、この限りでない。

- 2 前項の期間内に赴任できない場合は、その理由を明らかにして、所属長の承認を受けなければならない。

(国内の私事旅行)

第38条 職員は、本部長が定める範囲を越えて国内の私事旅行をしようとする場合は、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

- 2 所属長は、必要があると認める場合、前項に規定する届出を要する国内の私事旅行の範囲（所属長以外の職員に対するものに限る。）について、本部長が定める基準を踏まえて別に定めることができる。
- 3 所属長は、前項の規定により国内の私事旅行の範囲を定めた場合は、警務部警務課長を経由して本部長に報告しなければならない。当該範囲を変更した場合も、同様とする。

全部改正〔平成28年本部訓令23号〕、一部改正〔令和4年本部訓令4号〕

(国外の私事旅行)

第39条 職員は、国外に私事旅行をしようとする場合は、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成28年本部訓令23号〕

(出張中の心得)

第40条 職員は、出張中次の各号の一に該当する場合は、状況を明らかにして所属長に報告し、その指揮を受けなければならない。

- (1) 日程又は用務先の変更を要する場合
 - (2) 病気その他の事故により、用務を果たすことができない場合
 - (3) 災害等のため、旅行を継続することができない場合
- (復命)

第41条 職員は、出張から帰任した場合は、速やかに口頭又は書面をもって、所属長にその状況を復命しなければならない。

(警察署長の出張)

第42条 警察署長は、管轄区域外に出張する場合は、本部長から特に命ぜられたときを除き、本部長に報告しなければならない。

(非常招集)

第43条 職員は、非常招集の命令を受けた場合は、速やかに応招しなければならない。

(非常参集)

第44条 職員は、突発重要事案が発生した場合、庁舎又はその周辺に災害その他非常の事態が発生し、又はそのおそれがある場合その他非常招集の発令が予想される場合は、速やかに参集し、又は参集すべきか否かを所属長、当直主任者等に確認しなければならない。

第7節 服装及び携帯品等

(服装)

第45条 職員は、常に、身だしなみを良くし、服装を端正に保たなければならない。

2 職員は、制服を着用した場合は、制服にふさわしくないものを携帯・着装するなど、職務に支障を及ぼしたり、他人に不快感を与えることのないようにしなければならない。

(携帯品)

第46条 警察官は、別に定めがある場合を除き、勤務中は次に掲げる装備品等を携帯しなければならない。ただし、所属長が特に指定した場合又は所属長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 警察手帳
- (2) 警笛
- (3) けん銃及びたま
- (4) 警棒
- (5) 手錠
- (6) 名刺

(名刺)

第47条 職員は、職務上名刺を使用する場合は、別に定める様式に準拠したものをを用いるものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令3号〕

(職員証)

第48条 警察官以外の職員（少年育成官を除く。以下この条において同じ。）に、別記様式第7号の職員証を交付する。

2 警察官以外の職員は、職員証を勤務中に携帯しなければならない。ただし、所属長が特に指定した場合又は所属長の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 警察官以外の職員は、職務の執行に当たり身分を証明する必要がある場合は、職員証を提示しなければならない。

4 本部長は、必要に応じ、職員証を更新し、交付する。

5 警察官以外の職員は、職員証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに職員証の書換えの手続を行わなければならない。

6 警察官以外の職員は、職員証を汚損し、き損し、又は盗難、遺失等により喪失した場合は、直ちに所属長に報告するとともに、職員証の再交付の手続を行わなければならない。

7 離職した警察官以外の職員は、速やかに職員証を返納しなければならない。

(用品に対する責任)

第49条 職員は、支給品、貸与品その他自己の管理下にある用品の使用及び管理について、常に最善の注意を払わなければならない。

第3章 所属長等への適用

第50条 所属長等に第21条、第32条、第33条第1項、第35条第1項、第37条第2項、第38条第1項及

- び第39条本文の規定を適用する場合は、当該規定中「所属長」とあるのは、「本部長」とする。
- 2 所属長等に第7条第2項、第12条、第22条、第23条第1項、第30条第2項、第40条、第41条及び第48条の規定を適用する場合は、当該規定中「所属長」とあるのは、次のとおりとする。
 - (1) 部長、警察学校長及び警察署長に適用する場合 「本部長」
 - (2) 参事官、課長、室長、隊長及び所長に適用する場合 「所属する部長」

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
(帳票に関する経過措置)
- 2 この訓令による改正前の広島県警察職員服務規程による様式により作成された帳票でこの訓令の施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の広島県警察職員服務規程による様式により作成された帳票とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。
(広島県警察における非常招集及び非常参集に関する訓令の一部改正)
- 3 広島県警察における非常招集及び非常参集に関する訓令(昭和54年広島県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成5年12月24日本部訓令第31号)

- 1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則(平成6年1月20日本部訓令第1号)

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に職員が交付を受けている身分証明書は、この訓令の施行の日から平成6年5月31日までの間、なおその効力を有する。
- 3 前項の期間内において、この訓令による改正後の広島県警察職員服務規程(以下「改正後の訓令」という。)により職員証の交付を受けた職員は、直ちに前項の身分証明書を返納しなければならない。
- 4 改正後の訓令による職員証の交付を受けた職員がこの訓令の施行の日から1年以内に30歳、40歳又は50歳に達した場合においては、その者は、改正後の訓令第48条第2項の規定にかかわらず、職員証の書換えの手続を行わなくてもよいものとする。

附 則(平成6年9月27日本部訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行する〔以下略〕

附 則(平成7年12月25日本部訓令第29号)

この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日本部訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月14日本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年3月15日から施行する。
附 則(平成14年10月1日本部訓令第42号)
この訓令は、平成14年10月1日から施行する。
附 則(平成15年3月25日本部訓令第18号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
附 則(平成16年10月20日本部訓令第29号)
この訓令は、平成16年11月1日から施行する。
附 則(平成26年3月25日本部訓令第6号)
- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属

の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成28年5月31日本部訓令第23号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年2月27日本部訓令第3号）

この訓令は、平成30年2月28日から施行する。

附 則（令和2年3月12日本部訓令第7号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（別記）

様式第1号

（第20条関係）

一部改正〔令和2年本部訓令7号〕

様式第2号

（第20条関係）

一部改正〔令和2年本部訓令7号〕

様式第3号

（第21条関係）

一部改正〔令和2年本部訓令7号〕

様式第4号 削除

様式第5号 削除

削除〔平成28年本部訓令23号〕

様式第6号 削除

削除〔平成30年本部訓令3号〕

様式第7号

（第48条関係）